

# 子どもの心の叫びを 受けとめてください

～児童虐待から子どもを守るために～

## 虐待から 子どもを守る

児童虐待とは、親などが18歳未満の子どもの体に危害を加えたり、子どもの養育を行わず、子どもの体や心に傷をつけ、健やかな成長に悪影響を与えることをいいます。

子どもにとって、虐待を受けることは大きな問題であり、早急な対応が必要です。

そこで、市民の皆さんにも

虐待について知つていただき、市民ぐるみで子どもを守つていくため、皆さんから寄せられたご質問にお答えします。

④どんなことを

虐待っていうの？

A児童虐待防止法では、次の4つが虐待とされています。

①身体的虐待

殴る、蹴る、タバコの火

Qなぜ虐待が起こるの？

A虐待はさまざまな要因が複雑に絡んで起こります。

②子どもを守るう

Q虐待に気づくために気をつけることはありますか？

Q連絡したらどのような対応をしてくれるの？

連絡・問合せは  
子育て支援課

☎06-2132

子育てホットライン  
☎03-5910まで

でも虐待に遭遇する可能性があります。

②虐待かどうかはつきり少なくとも、「何か変だな」と感じたら、まず行動を起こしましょう。

③子どもの表情や態度など、普段と違う子どもの変化を的確に捉えることが必要です。

Q虐待をしてしまう親も悩んでいるのですが？

A育児の悩みやストレスで子どもに手をあげて、後で悔する親もいます。子育てで悩んだときは、一人で考えないで、気軽にご相談ください。

Q虐待をしてしまう親も心ください。

を押し付ける、冬の寒いときに外に閉め出すなど

②性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせることなど

③育児放棄

児童に食べ物を与えないなど、子どもの育児をしないこと

④心理的虐待

子どもを無視する。罵声を浴びせたりなじる。また、子どもの前でDV（配偶者からの暴力）を行うなど、被害が間接的なものも含まれる。



る15団体で児童虐待防止ネットワーク協議会を設置しています。そこで連絡を取り合い、子どもを守るための最善の方法をとります。

この協議会は、プライバシーを厳守しますので、ご安心ください。

A虐待はさまざまな要因が複雑に絡んで起こります。

①いつでも、どこでも、誰

警察署・医師会など関係す